

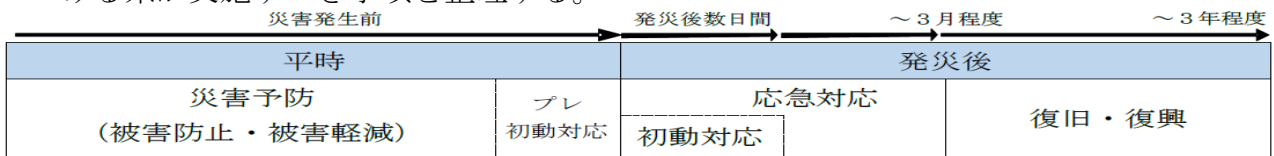
岡山県災害廃棄物処理計画（改訂版）の概要

背景及び目的

- ・東日本大震災等を受けて国が策定した「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）等を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等、災害により生ずる災害廃棄物を、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ円滑・迅速に処理するため廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づき策定（平成 28 年 3 月）
- ・平成 30 年 7 月豪雨時の対応を踏まえて、より実効性のあるものに処理計画を改訂

計画の基本的な考え方

- ・災害予防、プレ初動対応（風水害時）、初動対応、応急対応、復旧・復興の各段階における県が実施すべき事項を整理する。



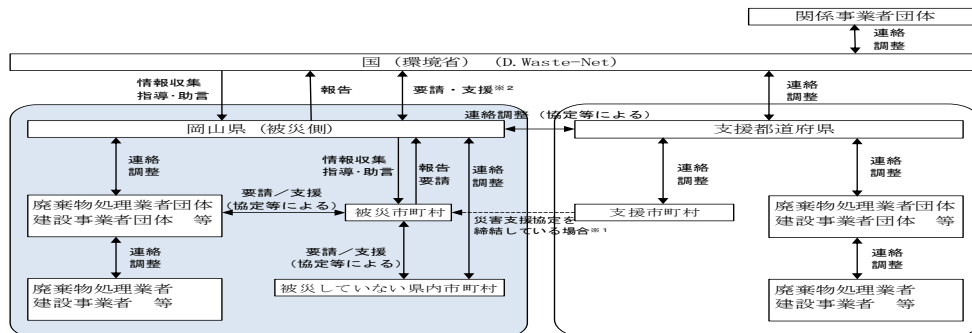
※時間の目安は災害規模や内容によって異なる。

各主体の主な役割

主 体	主な役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的援助 ・国、自治体、協定締結団体との連絡・調整 ・市町村災害廃棄物処理計画策定支援 ・県民への啓発・広報 等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理主体 ・住民、ボランティアへの広報、啓発 ・一般廃棄物処理施設の耐震化等の実施 等
国	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の派遣 ・広域的な協力体制の確保や財政的支援 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う危険物、有害物質等の飛散流出対策 ・協力体制の整備と災害時の速やかな支援協力（協定団体）
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた分別区分に基づく仮置場等への適正な排出 ・災害廃棄物になり得る退職品の適正な廃棄・リサイクル

市町村、関係事業者団体等との協力・支援体制

- ・災害廃棄物の処理については、県内処理を基本とし、県内での協力・支援体制を整備するとともに、大規模災害時に備え、県域を越えた広域的な相互協力体制も整備する。



※ 1：政令指定都市間や姉妹都市間関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。
 ※ 2：被災の状況により、国が直接被災市町村を支援する場合がある。

県が行う主な災害廃棄物対策

災害予防

- 情報収集・連絡体制の整備
- 他自治体等からの受援体制の整備
 - ・環境省、他都道府県、学識経験者等からの支援に備え、受援体制を整備する。
- 廃棄物処理施設等に関する情報等の整理等
 - ・廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等を整理し、市町村へ情報提供
 - ・地震想定やハザードマップの浸水想定等に基づく災害廃棄物発生量の推計
 - ・仮置場候補地として利用可能な県有地のリストアップ
- 職員等に対する教育・訓練、県民への啓発 等

プレ初動対応

- 組織体制の確認
- 市町村への助言、情報提供
 - ・仮置場候補地の状況確認、地元関係者等への事前連絡等について助言
- 関係事業者団体への情報提供
 - ・職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等について注意喚起 等

初動対応

- 組織体制、指揮命令系統の確立
- 廃棄物処理施設等の被害状況の情報収集
 - ・必要に応じ、市町村に職員を派遣し、積極的な情報収集を行う。
- 災害廃棄物発生量等の推計
 - ・処理体制構築のため建物の被害状況等から災害廃棄物発生量の推計を行う。
- 関係機関との協力・支援の調整
- 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助
 - ・職員等の派遣や実務経験職員による対策チームによりの確な助言等を行う。 等

応急対応

- 組織体制の強化
- 災害廃棄物発生状況の情報収集
- 処理方針等の策定
 - ・大規模災害時、発生状況等を勘案して、全体的な処理期間等の処理方針を定める。
- 市町村が行う災害廃棄物に対する技術的援助
 - ・市町村災害廃棄物処理実行計画の策定支援、公費解体等について助言等を行う。
- 災害廃棄物の処理に関する事務の受託
 - ・市町村の要請に基づき、市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案し、処理が困難であると認められる場合には、災害廃棄物処理事務を受託し代行する。 等

復旧・復興

- 組織体制、指揮命令系統の強化・見直し
- 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助
 - ・災害等補助金の交付申請等事務について引き続き支援を行う。
- 災害廃棄物処理の進捗状況の把握 等